

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項（案）

新たな契約類型として環境配慮契約法基本方針に追加記載する建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項（案）を以下のとおりとする。

（１）建築物に関する契約

②建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・ 建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に記載するよう努めるものとする。
- ・ 建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として温室効果ガスの排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。ただし、当該建築物の用途・運用状況等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される場合についてはこの限りではない。
- ・ 具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

参考（基本方針の基本的事項新旧対照）

改 定 案	現行基本方針の基本的事項
<p>4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p>(1) 建築物に関する契約</p> <p>①<u>建築物の設計に係る契約</u> <u>建築物の設計に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</u> (略)</p> <p>②<u>建築物の維持管理に係る契約</u> <u>建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に記載するよう努めるものとする。</u> ・<u>建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として温室効果ガスの排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。ただし、当該建築物の用途・運用状況等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される場合についてはこの限りではない。</u> ・<u>具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。</u> <p>(2) 産業廃棄物の処理に係る契約 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。 (略)</p>	<p>4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p>(1) 建築物に関する契約</p> <p>建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。 (略)</p> <p>(2) 産業廃棄物の処理に係る契約 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。 (略)</p>

(下線部分は改定部分)